

會員募集

幼兒教育の必要にして缺く可からざるは今更喋々を要せず。本會は去る明治三十四年の創立以來孜々として斯業の爲めに常に科學的解決を與へんことを期せり。時恰も戰後に會し大に發展の必要あり。茲に會務を擴張して將に畫する所あらんと欲す。既に幼稚園事業にたづさはれる人は勿論幼兒教育に熱心なる諸君は奮つて御入會あらんことを希望す。

本會規則並に入會手續は裏面を御覽

女子高等師範學校附屬幼稚園

明治三十九年十一月

フレーベル會

フレーベル會規則

前付の二

- 第一條 本會ハ 幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第二條 本會ハ フレーべル會ト稱シ 東京ニ置ク
 第三條 會員タランツルモノハ 幼稚園ニ關係アルモノニシテ 會員ノ紹介ヲ經ベシ
 第四條 會員ハ 本會ノ經費トシテ 一ヶ月金拾錢ヲ醵出スベシ
 第五條 令聞名望アル人ニシテ 本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ 特ニ請ヒ
 第六條 本會ノ目的ヲ達セシガ爲ニ 左ノ事業ヲ行フ
 第一 總會 每年四月二十一日之ヲ開キ
 保育ニ關スル演説、談話、保育參列品、幼兒成績物、展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス
 会員ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 一 常會 每年二月、六月、十月、十一月、ノ第十九日之ヲ開キ
 保育ニ關スル
 演説、談話、協議、宣教等ヲ行フ

- 第一組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ組合會規約ヲ定メテ 會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 第一 雜誌發行 每月一回雑誌ヲ刊行シ
 第二 認メタル事件
 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 一 會長 一人會務ヲ總理ス
 二 幹事 一人會長ヲ補佐シテ 會務ヲ掌理ス
 三 評議員 若于人重要ナル事件ニ關シ 會長ノ諮詢ニ應ズ
 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
 第十條 二ヶ年トス 但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス
 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
 第十二條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルベシ
 第十三條 此規則ハ會員三分ノ一以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ 變更スルコトヲ得ス

會 告

一、本誌發送上差支不尠候に付會員にして移動せられたる節は直ちに本會會計部(東京京橋區南大工町弘道館)へ向け御通知願度候也

若し轉居先の御通知なき爲め本誌發送戻りの分は無致方次回よりの發送中止可致候也

一、會費は必ず本會會計部へ向け拂込なる様願度候其際には自何年何月、至何年何月分會費 何圓何十何錢也と明記相成度候也

會費領收は從來の如く毎回本誌へ掲載可致候に付若し金額月日等相違あらば本會々計部へ御通知願度候也

東京市京橋區南大工町一、弘道館内

フレーベル會會計部